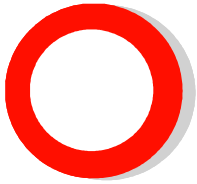


柔道整復師（整骨院・接骨院）のかかり方

打撲、ねんざ、骨折、脱臼などで、整骨院や接骨院で柔道整復師の施術を受けた場合でも、健康保険を使って、給付を受けることができます。ただし、整骨院・接骨院では、病院・診療所等と違い、健康保険が使える範囲が限られています。

このため、健康保険を使うことができる場合には、協会けんぽから「療養費」として費用の一部が支払われますので、残りの費用（施術を受けた方の負担割合分）を支払うこととなりますが、健康保険が使えない場合には全額自己負担となります。

健康保険を使うことができる場合



- ・急性などの外傷性の打撲、ねんざ、挫傷
- ・骨折、脱臼（応急処置を除き、医師の同意が必要です）



健康保険が使えない場合（全額自己負担となります）



- ・日常生活による単なる疲れや肩こり、腰痛、体調不良など
- ・スポーツなどによる筋肉疲労、筋肉痛
- ・業務上や通勤途中でのケガ（労災保険の対象となります）
- ・慰安目的のマッサージ代わり
- ・脳疾患後遺症などの慢性病
- ・病気（神経痛、リウマチ、五十肩、関節炎、ヘルニアなど）による凝りや痛み



柔道整復師にかかる際の留意事項

1．負傷の原因は正確に伝えてください

健康保険が使えるか使えないかは、痛みの原因によります。痛みの原因を柔道整復師に伝えて、健康保険の対象になるのかご相談ください。

2．療養費支給申請書（ ）には必ずご自身で署名又は捺印してください

療養費支給申請書には、負傷原因・負傷名・日数・金額が掲載されていますので、間違いがないか確認いただき、必ず自分で署名又は捺印してください。

施術を受けた方が柔道整復師に委任をし、本人に代わって治療費を「協会けんぽ」に請求し支払を受けるために必要な書類です。

3．施術が長期にわたる場合には、医師の診断を受けてください

施術が長期にわたる場合、内科的要因（ケガではなく病気による痛み）も考えられますので、医師の診断を受けてください。

4．領収書をもらいましょう

領収書をもらい、金額に間違いがないかご確認ください。

領収書は、医療費控除を受ける際に必要となりますので大切に保管してください。